

IAM(知的資産管理): 特許以上、商標を越え、IPよりさらに先へ。ウォーターマークが提供する新しい発想。

出願要件 ニュージージーランドでの意匠登録出願について。

ウォーターマークは、オーストラリア、ニュージージーランドそして太平洋諸島において、知的財産のあらゆる事柄に対する専門的なアドバイスと援助を提供しています。

出願要件

ニュージージーランドで意匠登録を出願するには、以下の情報が必要です。

- ・ 出願人の氏名と住所。
- ・ 物品または製品の普通名称。例えば、ボトル、ポンプ、靴など。
- ・ 斜視図をなるべく含んだ物品または製品の描写。
- ・ 意匠の有効性と侵害を考慮して、特に強調すべき意匠の新しく且つ独特な特徴の説明。
- ・ 出願人が意匠登録する資格を創作者から取得した方法を確認する資格の詳細。例えば明示的譲渡または雇用契約により。
- ・ 優先権主張番号、優先出願した国と出願日を含む、条約に基づく優先権を主張する詳細。
- ・ ニュージージーランド意匠登録機関にて出願人の代理として行為を行う権限を当事務所に付与したことを証明する正当に執行済みの代理人許可書。代理人許可書は、出願人または権限をもつ役員が締結しなくてはなりません。当事務所は、意匠出願を開始すべき指示を受け取った時に、出願人が締結すべき書類を用意します。

審査

オーストラリアの審査過程とは異なり、ニュージージーランドでの意匠出願の実体審査は自動的に行われます。実体審査が完了し、もし審査官の拒絶があった場合は、それをすべて解消したら、意匠出願は、登録に向けて処理されます。

期間

ニュージージーランドでの意匠登録は、登録日から最初の5年間存続します。更新は、5年目、10年目の5年ごとにでき、最長15年間有効である可能性があります。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

NZ意匠

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

